

群馬大学大学院社会情報学研究科学務委員会内規

平成26. 4. 1 制定

改正 平成27. 4. 1 令和 4. 6. 1

(設 置)

第1条 群馬大学大学院社会情報学研究科に、群馬大学大学院社会情報学研究科学務委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(審議事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 授業計画及び非常勤講師に関すること。
- (2) 試験に関すること。
- (3) 教育課程及び大学院学生の研究活動に関すること。
- (4) 課程の修了に関すること。
- (5) 大学院学生の進路に関すること。
- (6) 大学院の特別聴講学生，科目等履修生，研究生，聴講生及び外国人留学生に関すること。
- (7) 大学院の入学試験（広報を除く。）に関すること。
- (8) 前各号に掲げる事項に係る改善に関すること。
- (9) その他大学院学務に関する事項

(組 織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 研究科長が指名する教授 1人
- (2) 研究科教授会で選出された教員 3人
- (3) 研究科長が指名する教員 若干人

(任 期)

第4条 前条の委員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、欠員を生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は第3条第1号の委員をもって充て、副委員長は委員の互選により定める。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代行する。

(会 議)

第6条 委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

- 2 議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴く

ことができる。

(事 務)

第8条 委員会の事務は、事務部において処理する。

(内規の改廃)

第9条 この内規の改廃は、研究科教授会の議を経て、研究科長が行う。

附 則

- 1 この内規は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 群馬大学大学院社会情報学研究科学務委員会内規（平成21年4月1日制定）は、廃止する。

附 則

- 1 この内規は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 群馬大学大学院社会情報学研究科入学試験委員会内規（平成26年4月1日制定）は、廃止する。

附 則

この内規は、令和4年6月1日から施行する。